



宮監公表第 17 号  
令和元年 11 月 21 日

宮崎市監査委員	梶谷 欣也	
宮崎市監査委員	荒木 敏	
宮崎市監査委員	前本 尚	
宮崎市監査委員	谷口 真理子	

### 定期監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査の結果を下記のとおり公表します。

#### 記

#### 1 監査の対象

都市整備部（都市計画課、公園緑地課、区画整理課、市街地整備課、建築指導課、開発指導課、景観課）の平成 30 年度及び平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 7 月 31 日までの財務に関する事務の執行

#### 2 監査の場所

監査室及び関係各課

#### 3 監査の実施期間

令和元年 10 月 1 日から令和元年 11 月 18 日まで

#### 4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

#### 5 監査の方法

都市整備部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 6 監査の結果

(1) 建築指導課、開発指導課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。区画整理課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、都市計画課、公園緑地課、市街地整備課、景観課については、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

（都市計画課）

①令和元年度定期刊行物購読に係る執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書について、継続して購読しているにもかかわらず実査日（令和元年 10 月 7 日）において起案されていなかった。

・日経アーキテクチュア

- ・日経コンストラクション
- ・ガバナンス

(公園緑地課)

- ①平成30年度及び令和元年度の公園占用許可に係る使用料の減免について、部長の専決であるにもかかわらず課長決裁としていた(平成30年度:12件、令和元年度:9件)。
- ②平成30年度委託料について、執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起票・決裁がなのまま業者に依頼し、これらの書類を日付を遡って出納整理期間に起票していた(3件)。
  - ・出水口公園南側倒木伐採等業務委託(執行伺額:498,960円)  
委託期間:平成30年10月2日から平成30年10月26日
  - ・出水口公園北側倒木伐採等業務委託(執行伺額:498,960円)  
委託期間:平成30年10月3日から平成30年10月26日
  - ・出水口公園西側倒木伐採等業務委託(執行伺額:498,960円)  
委託期間:平成30年10月4日から平成30年10月26日

(市街地整備課)

- ①令和元年度の消耗品(PPC用紙)購入について、発注後に執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書を起案・決裁し、執行しているものがあつた。
- ②令和元年度の切手購入に係る資金前渡金(25,066円:平成31年4月25日支払)について、財務規則に「直ちに支払を要する場合または特別の理由がある場合を除きその資金を確実な金融機関に預け入れなければならない。」と規定されているにもかかわらず、4月25日購入後の残金(58円)を次回の購入時(7月11日)まで金融機関に預けることなく金庫に保管していた。
- ③行政財産目的外使用について、次のような不備があつた。
  - ア 平成29年度の九州電力株式会社宮崎配電事業所への第二種電柱等に係る使用許可(申請期間:平成30年3月許可日から平成30年3月31日)について、宮崎市公有財産規則に「行政財産の目的外使用許可を受けようとする者に申請書を提出させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、使用期間終了後の平成30年4月10日に申請書を受理し、許可していた。正しくは平成29年度の収入とすべきところ、申請書の提出された平成30年度の収入としていた。  
また、平成30年度の更新について、継続して使用させる場合には、前年度3月末までに許可すべきところ、平成30年4月10日に申請書を受理し許可していた。
  - イ 令和元年度の西日本電信電話株式会社宮崎支店の第一種電話柱に係る使用料について、平成31年4月1日の条例改正により占用料の算定が変更され、1本につき630円を徴収すべきところ、従前の例により、620円で算定し徴収していた(2件)。
    - ・第一種電話柱【正】630円×1本=630円 【誤】620円×1本=620円

(景観課)

- ①平成30年度郷土の名木現況調査業務委託に係る執行伺書の支出区分について、業者への前払金が発生する業務内容から、工事前払金ありとすべきところ、前金払としていた。また、執行伺書に添付された委託契約書(案)に工事前払金の記載がなかった。
- ②平成30年度の365日誕生花カレンダー代(1月18日受領)について、領収証を発行しているものの、領収証(控)に金額の記載がなかった(1件)。
- ③平成30年度の賞賜金に係る資金前渡金(36,000円)について、財務規則に「直ちに支払を要する場合又は特別の理由がある場合を除き、その資金を確実な金融機関に預け入れなければならない」と規定されているにもかかわらず、27日間課内の鍵付き金庫で保管していた。  
(資金前渡支払日 平成30年10月17日 資金前渡金通帳払戻日 平成30年10月17日  
賞賜金に係る商品券購入日 平成30年11月12日)

収入事務	
調定事務	調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
徴収事務	納入通知書は適正に発行されているか 等
現金出納事務	現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務	滞納状況と、その理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課徴収（税）事務	
賦課事務	台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務	徴収台帳等は整備されているか 等
支出事務	
支出一般	違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係	旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金の支出	支出対象及び支出金額に誤りはないか 等
貸付金（定例的・定額のもの）の支出	貸付対象及び貸付金額に誤りはないか 等
契約事務	
入札方法	一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
入札事前準備事務	入札の公告等の諸手続は適正かつ公正に行われているか 等
相手方決定事務	入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録（開札調書）は整備されているか 等
随意契約	随意契約による場合、その理由は適正か 等
契約締結事前準備事務	継続費の総額又は繰越明許費の範囲内におけるものを除くほか、翌年度以降経費の支出を伴う契約については予算で債務負担行為として定めているか 等
契約締結事務	契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか 等
契約の履行	工事完成の時期、物品の納入時期、その他の契約の履行期限は守られているか等

公有財産	
財産の取得及び処分	財産の取得及び処分の手続は適正か 等
財産の管理	財産の分類を誤っているものはないか 等
財産の貸付 (行政財産)	使用許可申請書は提出されているか 等
財産の貸付 (普通財産)	貸付申請書は提出されているか 等
物品管理	
物品管理	物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
需用費・備品購入費の支出	検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか等
金券関係	タクシー乗車券等について適正に管理されているか 等
	郵便切手類について適正に管理されているか 等
	給油券等について適正に管理されているか 等
公の施設の指定管理	
	告示がされているか 等
	基本協定・年度協定は締結されているか 等
	利用料金の手続きは適正に行われているか 等
	利用促進のための努力はなされているか 等
	収支会計経理は適正になされているか 等
	出納関係帳簿の記帳は適正になされているか 等
	指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか 等
	モニタリングは適時行われているか 等